

県内就職促進事業委託業務プロポーザル審査要領

県内就職促進事業委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「県内就職促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査委員 1 名につき 150 点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1) 企画の内容</u>	<u>(140点)</u>
<u>(2) 類似業務実績</u>	<u>(5点)</u>
<u>(3) 実施体制・スケジュール</u>	<u>(5点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案内容に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 開催日時、方法

令和 7 年 3 月 31 日（月）予定

※審査委員会はオンライン開催を予定しています。詳細は別途お知らせします。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は 1 社 20 分以内とします。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で 2 人以上ある場合は、審査員で協議して候補者を決定します。
- (5) 上記 (3)、(4) にかかわらず、各審査委員の採点の合計が総合点数の 6 割以上であることを最低基準とし、最低基準を満たさない提案者は選定の対象としません。

審査基準

審査の項目		審査の視点				配点	
企画の内容	事業目的・現状認識		県内事業者の現状や課題を踏まえ、事業目的や必要性を十分理解した上での企画提案であるか			15	
	学生の就職活動や県内企業の採用活動の状況を踏まえた提案となっているかという視点で以下のとおり審査する						
	新卒採用力向上セミナー・個別フォロー	講義内容	新卒採用設計	採用市場の最新動向や採用設計における基本的な知識を得られる内容と講師であるか			60
			インターンシッププログラム企画体験	インターンシッププログラムの企画方法から広報活動まで一連の手法を学べる実践的な内容と講師であるか			
		個別フォロー	県内企業のニーズやレベルに応じて適切な指導・助言ができる内容であるか				
			広報活動	県内企業に的確に情報を届け参加を促すために効果的な周知方法が提案されているか			
	団体の総会での講演動画の作成	講演内容	県内企業の経営者の新卒採用に対する意識の変容を促す内容となっているか			25	
	大学職員と県内企業の就職情報交換会	内容	大学職員と県内企業が互いに必要とする情報を効率的に交換できる企画内容となっているか			25	
		工夫	参加者間のネットワーク強化を図り、参加満足度を高めるための工夫がなされているか				
	情報誌の制作		誌面構成のコンセプトやレイアウト、訴求ポイント、デザイン、キャッチコピー等は、対象者の共感を得られ、県内就職への興味を喚起させるために効果的なものとなっているか			15	
県内企業の特色や魅力、高知県での働き方や暮らしを想起させる企画内容であるか							
類似業務実績		類似の業務実績があり、今回の業務に活かすことができるか				5	
実施体制・スケジュール		業務を円滑に実施できる体制が整っているか				5	
		業務を円滑に実施するために具体的かつ効果的なスケジュールとなっているか					
合計点						150	